

指定席利用型かつ往復利用型のトクトクきっぷの払いもどしについて

用語の定義	使用開始	そのトクトクきっぷによって、最初の駅において改札を受けて入場すること(ただし、駅員無配置駅においてはご乗車になること)をいいます。
	無割引の運賃	そのトクトクきっぷの設定区間に対する所定の運賃をいいます。 このとき、そのトクトクきっぷの発着駅の表示や経路が複数ある場合は、実際にご利用になられた発着駅や経路によって計算します。
	無割引の料金	そのトクトクきっぷの設定区間に対する繁忙期、通常期、閑散期に応じた乗車日基準による所定の料金をいいます。 このとき、そのトクトクきっぷの発着駅の表示や経路が複数ある場合は、実際にご利用になられた発着駅や経路によって計算します。 また、指定券発行済券片については、指定券の交付を受けるかまたは実際にご利用になられた列車および設備によって計算します。ただし、指定席タイプの商品であって指定席の交付を受けていない場合は、商品設定上の種別(指定席またはグリーン席など)で計算いたします。 なお、乗継割引が適用となる場合には、乗継割引を適用した料金とします。
	設定区間	そのトクトクきっぷが有する効力中、旅客鉄道会社線(JR線)および旅客連絡運輸規則(昭和62年4月1日四国旅客鉄道株式会社公告第14号)別表に定める連絡会社線(青い森鉄道株式会社線、IGRいわて銀河鉄道株式会社線、北越急行株式会社線、伊豆急行株式会社線、伊勢鉄道株式会社線、北近畿タンゴ鉄道株式会社線、智頭急行株式会社線、土佐くろしお鉄道株式会社線、阿佐海岸鉄道株式会社線)の区間をいいます。
	料金区間毎	当該区間の乗車に必要な無割引の料金を収受した場合の、その料金券の券片毎のことをいいます。(旅客営業規則第57条第2項に定める2個以上の列車を乗り継いだ場合でも途中下車しない限りは全区間通しの特急料金で計算することが認められている区間については、乗り継ぎ利用する場合でも1列車とみなします。)
	特払額	運行不能及び遅延等による払いもどしを行う場合の、特定の払いもどし額をいいます。

(1)使用開始前の
払いもどし
(旅行見合わせ)

未使用で有効期間開始日前または有効期間内に限り、発売額から次に定める手数料のうち該当するものの合計額を差し引いた額を発売箇所です払いもどしをいたします。(ただし、入場券等とセットで発売したトクトクきっぷは、そのセットした入場券等と同時に払いもどす場合に限って取扱います。)

【払いもどし額】 = 【発売額】 - 【手数料】

【手数料】 = (A)+(B)

(A) 乗車券部分 ... 220円

(B) 料金券部分

自由席タイプ(自由席の料金区間毎) ... 220円

指定席タイプのうち指定券未発行券片(料金区間毎) ... 330円

指定席タイプのうち指定券発行済券片(料金区間毎)

・乗車する日の2日前まで ... 330円

・乗車する日の前日から原指定券の出発時刻まで

... 無割引の料金() × 30%(ただし、最低330円)

・原指定券の出発時刻以降 ... 原指定券片毎の無割引の料金全額

()特急料金とグリーン料金、特急料金と寝台料金、急行料金と指定席料金など複数の料金がかかる区間においては、グリーン料金、寝台料金、指定席料金のみ算出の根拠といたします。

指定席タイプで、料金区間毎の料金券部分が330円に満たない場合の手数は、その料金部分全額とします。

例) ゆき・かえりともに指定券交付された、松山・今治ゾーン発の「阪神往復フリーきっぷ(4日間用)」を当日列車出発前に払いもどす場合

松山発着で、「ゆき」(通常期)が出発時刻前、「かえり」(通常期)が2日前までの場合

発売額 17,490円

- 手数料

220円(運賃手数料)
430円(「ゆき」の「しおかぜ」の料金手数料 1,450円×30%)
960円(「ゆき」の「のぞみ」の料金手数料 3,210円×30%)
330円(「かえり」の「のぞみ」の料金手数料)
330円(「かえり」の「しおかぜ」の料金手数料)

= 払いもどし額 15,220円

(2)使用開始後の
払いもどし
(旅行中止)

「ゆき」券は、使用を開始された後の払いもどしはいたしません。
「かえり」券が未使用で有効期間内に限り、発売額から「ゆき」券の設定区間に対する無割引の運賃・料金と、次に定める手数料のうち該当するものの合計額を差し引いた額を、発売箇所で払いもどします。ただし、「ゆき」券の設定区間に対する無割引の運賃・料金および手数料の合計額が発売額を超える場合は、払いもどしをいたしません。

$$\text{【払いもどし額】} = \text{【発売額】} - \text{【「ゆき」券部分の無割引の運賃・料金】} - \text{【手数料】}$$

$$\text{【手数料】} = \text{(A)} + \text{(B)} + \text{(C)}$$

(A) 乗車券部分 ... 220円

(B) 料金券部分

自由席タイプ(料金区間毎) ... 220円

指定席タイプのうち指定券未発行券片(料金区間毎) ... 330円

指定席タイプのうち指定券発行済券片(料金区間毎)

・乗車する日の2日前まで ... 330円

・乗車する日の前日から原指定券の出発時刻まで

... 無割引の料金() × 30% (ただし、最低330円)

・原指定券の出発時刻以降 ... 原指定券片毎の無割引の料金全額

() 特急料金とグリーン料金、特急料金と寝台料金、急行料金と指定席料金など複数の料金がかかる区間においては、グリーン料金、寝台料金、指定席料金のみ算出の根拠といたします。

(C) 入場券等相当部分

入場券等がセットになった商品

・個別の商品毎に定める額

指定席タイプで、料金区間毎の料金券部分が330円に満たない場合の手数は、その料金部分全額とします。

例) 指定券交付された、松山・今治ゾーン発の「阪神往復フリーきっぷ(4日間用)」の復路当日列車出発前に払いもどす場合

松山発着で、往路復路とも通常期の場合

発売額	17,490円
	220円 (運賃手数料)
- 手数料	6,740円 (「ゆき」の無割引の運賃)
	1,450円 (「ゆき」の「しおかぜ」の無割引の料金)(乗継割引適用)
	3,210円 (「ゆき」の「のぞみ」の無割引の料金)
	960円 (「かえり」の「のぞみ」の料金手数料 3,210円×30%)
	430円 (「かえり」の「しおかぜ」の料金手数料 1,450円×30%)
= 払いもどし額	4,480円

<p>(3)運行不能及び遅延等による払いもどし</p>	<p>無割引の運賃・料金をお支払いいただいているものとして、旅客営業規則の定めにより、発売額（特払額の定めがある場合は、それぞれの特払額）を限度として、発売箇所または着駅等で払いもどしをいたします。ただし、フリー区間についてはこの取扱いはいたしません。</p> <p>払いもどしの期限は、払いもどしの事由が発生した日の翌日から起算して1年以内です。</p>
-----------------------------	--